

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会(第2回)
議事要旨

日時: 令和2年12月18日(金) 13:00~15:00

会場: 中央合同庁舎3号館1階 国土交通省 水管理・国土保全局 A 会議室

＜避難計画や訓練に関する事項＞

- ・ 各計画の重複事項を整理した上で、計画を統合して作成する場合のマニュアル等を施設側に示すと良い。
- ・ 訓練については、立退き訓練以外にも、避難経路を確認する訓練や情報伝達訓練など様々なメニューがある。これらの訓練を分けて実施すると取り組みやすいので、そのような訓練方法を具体的に提示してはどうか。
- ・ 施設にとっては、テレビから情報を得るよりも、行政から直接連絡が入った方が避難の動機づけになる。行政の負担を軽減するために WEB システム等を使って情報共有する方法の検討も必要ではないか。
- ・ 施設位置を浸水想定区域にマッピングするなど、情報化を推進する必要があるのではないか。
- ・ 情報伝達については、施設から行政に対しても避難完了等の情報を発信することが必要ではないか。
- ・ 施設が有する懸念に対しては、専門家でも的確に回答することは難しい。現時点で有する課題を明らかにし、中長期的な視点で、繰り返し改善を図っていくことが重要ではないか。
- ・ 各施設が抱えている避難に関する懸念事項を具体的に確認し、その懸念事項を今後の防災講習会のコンテンツ等に反映していくと良い。
- ・ 実際に災害を経験した施設は少ない。施設によって被災経験とその対応の記録を残し、リアル感のある情報としてこれを業界団体等によって共有化することが必要ではないか。
- ・ 避難計画やBCPの作成にあたっては、実施不可能なことを明確化することが必要ではないか。また、それをどうすれば実現可能となるか具体的に検討し改善につなげていくことが必要ではないか。

＜施設の整備や体制等に関する事項＞

- ・ 避難先で不安があるという意見を多くいただいていることを踏まえると、福祉避難所の整備と連携することが必要ではないか。
- ・ 地震の場合はエリア全体が被害を受けるが、水害や土砂災害はある程度エリアが限られることから、同種施設の支援が有効に働く可能性が高い。
- ・ BCP については既に多くの法人が作成済みで、各種災害に対応するものが示されている。これらの情報を共有することにより、作成促進につなげてはどうか。

- ・ 消防法で設置が義務付けられている火災や地震用の避難器具については、高齢者施設では活用が難しいものがある。他の種類の避難に有効な器具があればそれを整理してほしい。
- ・ 全ての施設に非常用電源等を整備するのはコストがかかることから、分散配置しておき、災害時に集約して使用できるようなことを検討してはどうか。
- ・ 被害を受けた施設に関して、原型復旧以上の次の災害に備えるための改良については認められるよう、制度の見直しをしてほしい。
- ・ 各行政担当部局と施設管理者が一堂に会した情報共有の場づくりが重要である。そのような場があると、災害時に相互にフォローができる。
- ・ 消防法で防火管理者に対して防火管理講習が義務づけられているように、防災に関する講習会に参加するような仕組みを作るのが良いのではないか。
- ・ 防災知識を広く普及するためには、オンラインによる講習会等も有効ではないか。

＜その他取組の進め方に関する事項＞

- ・ 避難所、支援物資、災害現象の違いによって市町村の担当部局が異なるが、施設側の負担軽減と対応の迅速化を図るためには、市町村の窓口をできるだけ一本化してほしい。
- ・ 窓口の一本化に関しては、各部局にも専門分野があるので、各部局の役割分担を明確化し、窓口部局を通じて連携を図ることにしたほうが自治体としては動きやすい。
- ・ 施設も自治体もマンパワーが限られている。施策の推進にあたっては、優先順位や実施にあたって望ましい順番を示すことが必要である。
- ・ 施設職員の人材不足に加えてコロナ禍での対応により施設は現在手一杯である。そのようななか義務が増えるということになれば負担感があるので、施設が進んで取り組めるように支援をするという姿勢をお願いしたい。
- ・ 本取組は、流域治水の一環としても位置づけて取り組んでいただきたい。

第2回 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

令和2年12月18日

【浦山室長】 皆さん、こんにちは。定刻まであと5分ほどございますが、開会までに資料を確認させていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、お手元に配布、あるいはメール等でデータを送らせていただいております。1つ目は資料1です。こちらは本日の資料の目次になっています。本日、主に説明しますのは、資料4と資料5-1、資料5-2です。この資料を中心に議論をさせていただければと思っています。資料は6までです。参考資料につきましては、1から5までです。それから、前回の検討会以降、国会において質問等がございましたので、国会の議事録を机上配付しております。参考までに御覧ください。

次は、資料2です。これが本日の議事次第です。検討会の時間は15時までを予定しております。それから、資料3です。資料3は、前回の検討会の主な意見を取りまとめたものです。

次に、資料4です。これは前回の検討会で御質問がございました件につきまして、本日、補足説明させていただきます。

次に、資料5-1です。これは本日議論していただきます取りまとめ骨子案の概要です。右下の緑色の枠のところを取りまとめ骨子案となります。その上に前回の検討会以降、全国の特別養護老人ホームの実態調査の結果の概要を掲載しております。全ての取りまとめが終わっていませんので、速報版ということで説明させていただきます。

それから資料5-2です。こちらが本日、中心に御説明させていただく資料です。資料6が骨子案です。この骨子案の内容のポイントを資料5-2に取り出しているということで御理解いただければと思います。あとは参考資料がございます。特に資料等について御不明な点がございますか。

ウェブで参加の委員の皆様、音声等は大丈夫でしょうか。

それでは、間もなく開始いたしますので、しばらくお待ちください。

追加で御案内いたします。ウェブで参加の方にはお願いです。こちらでも対応できますが、発言されないときにはミュートでマイクを切っていただくようお願いいたします。それから、発言されるときにはミュートを解除していただきますようお願いいたします。発言される

ときには、手挙げ機能がございますので、それを押していただくか、あるいはチャットが
ございますので、そこでメッセージを入れていただくか、あるいはマイクで意見がありま
すとおっしゃっていただければ、こちらで確認して対応しますので、よろしく願いいた
します。それから、カメラ映像は発言されるときにはぜひつけておいていただければと思
います。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、令和2年7月豪雨災害を踏まえた高
齢者福祉施設の避難確保に関する検討会、第2回の検討会を開催いたします。

まず初めに、国土交通省水管理・国土保全局砂防部の砂防計画課長、三上より御挨拶申
上げます。

【三上課長】 本日は、鍵屋座長をはじめといたしまして、委員の先生方、ウェブ参加
の先生方も含めまして、御多用な中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

前回10月7日に開催いたしました第1回の本検討会においては、熊本県球磨村の千寿
園の事例を紹介いたしまして、その上で高齢者福祉施設の避難に関する課題につきまして、
各委員の御専門の立場から多くの意見を頂戴いたしました。

本日、第2回目の会議ですが、全国の特別養護老人ホームに、避難に関する課題につ
きましてアンケート調査を実施したところ、その結果を速報版として取りまとめ、御紹介さ
せていただきます。全国の施設管理者の皆様が、水害あるいは土砂災害からの避難につ
きまして、どのように考えておられるかという部分を整理してございます。

本日は、そのアンケート結果や、第1回検討会で明らかになった課題、委員の皆様か
らの御意見を踏まえまして、避難の実効性を高める方策の案を作成しております。方策の
案につきましては、避難の実効性を高めるため、防災あるいは福祉の両面からの視点を踏
まえまして提案しております。

方策につきましては、今年度中を目途にまとめていきたいと考えております。本日の事
務局からの提案を踏まえまして、実効性を伴った施策となりますよう、様々な御意見を拝
聴できればと考えております。

以上で私の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【浦山室長】 ありがとうございました。

本日の出席者につきましては、委員の皆様全員の御出席をいただいております。それか
ら、オブザーバーとして内閣府防災、消防庁の方にも御出席いただいておりますことを御
紹介いたします。

それでは、議事に入ります前に、鍵屋座長から御挨拶を頂戴したいと思います。

座長、よろしく申し上げます。

【鍵屋座長】 座長を仰せつかっております鍵屋でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

高齢者施設の避難確保に関する重要な議論をこれから行っていただくわけでございますけれども、高齢者施設をはじめとして、福祉施設、今、大変職員の皆様方が新型コロナ対応で本当に心身ともに限界まで頑張られておられるという姿をいろいろとお聞きしております。本当に心から感謝申し上げたいと思います。

その中で、多くの特別養護老人ホームから今回アンケートにお答えいただいて、現状あるいは課題について御整理いただきました。本当にこちらのほうにも感謝申し上げたいと思います。

本日は、そのアンケート結果、また、前回の検討会での議論を踏まえて、取りまとめの骨子案が出ております。これについて御議論をいただきたいと考えております。

千寿園ですが、14人の方が亡くなったということですが、前回は申し上げたのですが、56名の高齢者の方は助かっていると。もし避難確保計画や地域との訓練を行っていなければどうなっていたかと思うと、本当によくやったださっていたなという、そういう助かったということも重要な教訓だろうと考えておりますので、こういった安全確保対策というのが、単に高齢者の施設だけではなく、障害者、保育をはじめとする保育施設、あるいは他の多くの施設にとっても参考になることではないかなと考えております。

国交省と厚労省さんが共管で対策を検討されるという非常に画期的なことでございますので、ぜひ具体的な成果に結びつけていただきますよう、委員の皆様、そして各省庁の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【浦山室長】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に移りますので、報道関係者の方のカメラの撮影につきましてはここまでとさせていただきます。また、この場でそのまま傍聴できますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。別途、C会議室も取っておりますので、そちらでの傍聴も構いませんので、よろしく申し上げます。

(報道関係者退室)

【事務局】 それでは、これから議事に入りたいと思います。これからの進行につきましては、座長にお願いいたします。

どうぞよろしく申し上げます。

【座長】 本日の進め方でございますが、事務局から資料4、第1回検討会における意見に対する補足説明をいただいた後、資料5-1、とりまとめ骨子案の概要、引き続き資料5-2、とりまとめ骨子案の説明資料の説明をしていただいた後、質疑を行いたいと思います。

では、まず事務局より、資料4の説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局の国土交通省河川環境課水防企画室の〇〇といたします。私のほうから資料4について、まず説明させていただきます。

まず、画面の共有で、資料4の資料を開かせていただきます。

第1回検討会における意見に対する補足説明ということで、避難確保計画と非常災害対策計画、消防計画の関係性について、前回の検討会では避難確保計画と非常災害対策計画は1つにまとめて作ることができますというお話をさせていただいた中で、消防計画については、まとめて作ることはできないのかというような指摘を受けたところでございます。消防計画についても同じような形で整理したものが、資料4の1ページの表になります。

次の資料4の2ページのスライドです。こちらのスライドは、避難確保計画・非常災害対策計画・消防計画で定めるべきことを抜粋しているものになります。

非常災害対策計画と避難確保計画については、必要事項を定めることで1つにまとめることができると前回、説明させていただいたところですが、消防計画についても同様に同じような必要事項を非常災害対策計画に定めることで、非常災害対策計画でまとめて作ることができるということになりますので、避難確保計画、非常災害対策計画、消防計画全てを一元化して作成するといったことはできます。

ただ、消防計画については、初期消火など避難に関係しない部分もありますので、別に作成しているところもあるといったようなところでございます。

資料4の補足説明については、以上でございます。

【座長】 ありがとうございます。今の補足説明について御質問等がございましたら、お願いいたします。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 よろしいでしょうか。〇〇でございます。

今、私は非常災害対策計画と各種計画の関係につきましては、前回第1回目のとき発言をさせていただきました。いわゆる法律の部分につきましては、それぞれ省庁があるよと。それに対して、受け手である施設は1つしかない。命を守るためには、やっぱり縦割りは駄目かなという部分でお話しさせていただいて、今回、検討事項に入った部分は大変いいのかなとは思っておりました。

しかしながら、ちょっと気になるのがあります。というのは、避難確保計画、非常災害対策計画につきましては、それぞれの施設の部分に関係なく該当になるわけですが、消防計画につきましては、消防法の範疇の中におきまして、いわゆる収容人員の関係で防火管理者の選任とか消防計画の策定義務という部分が出てきます。そうしますと、消防法から外れた部分の施設が存在しているというのが1つ懸念材料かなと、このように思っておりました。

もう一点、ちょっと忘れていた部分があるのですが、消防計画の中には火災等の消火のみならず、地震災害、それから津波災害も含まれているという部分を改めて認識していただいて、議論を発展していったほうがいいかなと思っております。

以上です。

【座長】 貴重な御指摘をありがとうございます。事務局のほうで何かございますか。消防法の関係になりますからね。

【事務局】 消防庁の方は本日ご参加いただいておりますが、確認です。消防法の要件から外れる施設があるということでしょうか。そういうところについては、消防計画は作らなくてもよいのではないかとということをおっしゃっているのでしょうか。

【座長】 外れる施設は無いのでは。

【事務局】 無いのであれば、該当する部分を組み合わせる形で作成することが考えられると思います。

【座長】 ○○委員、お願いします。

【委員】 すみません、消防庁の方がお見えになっていますので、専門家の前でお話するのも大変失礼な話なのですが、何度も申し上げますけれども、消防法の範疇であれば、いわゆる防火管理責任者、防火管理者の問題は、収容人員例えば30人とか50人、これによって選任意務という部分が発生してきます。当然、災害等があった場合は、防火管理者の部分も法律の部分でいきますと訴訟の対象になってくるとい部分が大変重要な部分がございます。

したがいまして、消防計画の中の部分も組み込むという部分は、そこら辺を基本的に重要視するのが1つと、先ほどお話ししたとおり、今言った部分で消防法による計画の策定対象外の施設もあり得る、施設も存在するという部分が重要でないかなと思いますので、お願いします。

【座長】 承りました。今、消防庁のほうでお答えできますでしょうか。ちょっと難しいですか。

それでは、後ほど整理をしてお答えさせていただくということで、お願いいたします。

【事務局】 承知しました。

【座長】 ほかに御質問等がございますか。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 〇〇でございます。

学問上でも違う分野の人が集まったときには、語句の統一とか定義を考えるとというのが必要になってきますが、そういう意味では今回の計画策定についてもやはりある程度マニュアルのようなものを作らないと、個々の人たちがこの3つを一元化するといってもちょっと分からないようなところもあるかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【座長】 では、事務局でお答えいただけますか。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。後ほど、この話題につきましては御紹介いたしますが、全国の特別養護老人ホームへのアンケートによりますと、1つにまとめて作っているところは結構な数があります。5割ぐらいはまとめて作っているようです。ただ、まとめて作成する方法が分からない、まとめて作って良いのかが分からないという意見がございました。今後の対応としては、厚労省と一緒に具体的な方法等を示すことが必要だと思っています。後ほどまたこの件につきましては御紹介させていただきます。

【座長】 ありがとうございます。ほかにこの件に関してございますか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 〇〇です。よろしく申し上げます。

表現上の問題かもしれませんが、「非常災害対策計画に避難確保計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる」ということは、非常災害対策計画に避難確保計画が完全に含まれるということなののでしょうか。それとも、はみ出す部分があるのでしょうか。

【事務局】 はみ出すものがございますので、そこは非常災害対策計画の項目だけでは満足しないことになります。はみ出したところを合わせて1つにして作るということでございます。

【委員】 分かりましたが、少々わかりづらい気がします。

【事務局】 そうですね。例えば、防災教育及び訓練の実施や自衛水防組織は、非常災害対策計画の入っていない項目が避難確保計画にはあります。このようにはみ出している項目があるので、非常災害対策とあわせて作成する場合は、これらの項目を足して作るということになります。両方を満足する計画を作る、ということなのです。

【委員】 分かりました。表現上の工夫をされた方がより分かりやすいかと思えます。

【事務局】 そこは失礼しました。

【委員】 おそらく消防計画の方は、非常災害対策計画と重なる項目がより少ないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 消防計画の項目は重なる部分が少ないように思います。一緒に作ると余計分かりにくくなる可能性があります。なので、そこはどっちを選ぶかと。1つの計画にまとめたければ、それもよしとし、それはちょっと分かりにくいので別々が良いということでしたら別々で作るという選択ができると思います。そこは受け手側といたしますか、施設側で選択できるようにしたほうがいいかなと思っています。

【委員】 よく分かりました。

【座長】 ほかにございますか。

では、また気がついたことがございましたら、後ほど手を挙げていただければと思います。

続きまして、資料5-1、資料5-2について説明をお願いいたします。

【事務局】 資料5の資料についてこれから共有させていただきますので、少々お待ちください。

【事務局】 前回、〇〇委員から浸水区域内にどれぐらい施設があるのかというご質問がございました。また、〇〇委員からスロープは有効なのかというご質問もありました。これにつきましては全国アンケートの調査項目の中に入っていますので、全部は集約できていませんが、速報として御提示したいと思えます。

【事務局】 それでは、資料5の説明をさせていただきます。資料5-1のほうは、A3のペーパーでお手元にあると思いますが、こちらのほうは取りまとめ骨子案の概要とい

う形になります。資料の左上のほうに千寿園の避難に関する課題、左下に第1回の検討会における意見、それらを受けて、避難の実効性を高める方策の骨子案という形になっていまして、それについてほかの施設がどういった状態にあるのかというのを調べているのが、全国の高齢者施設の実態調査といった形の整理になっております。全体を俯瞰するような形でこれを見ていただきながら、資料5-2の説明を聞いていただければと思います。

説明のほうは、資料5-2を使ってさせていただきます。それでは、資料5-2のスライドの1ページ目でございます。千寿園の被災で明らかになった課題といったところで、まず1つ目の項目として、避難計画の内容や訓練の内容の適切性ということが挙げられます。

避難計画を作成する施設管理者等は、土砂災害のリスクを認識していたものの、洪水の浸水リスクの認識は薄かったため、計画に定められていた避難先というのが雨天時には適していない場所だったり、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始情報が出たときに開所していないような避難所だったり、あと洪水による浸水に対して安全が確保できない場所となっていたといったことがありました。あと、施設利用者を外部の避難先に誘導する訓練までは実施していなかったといったことも課題として明らかになりました。

次の項目は、避難誘導體制と避難に必要な設備等といったところになります。事前の予想雨量が多くなかったこともあり、避難誘導に必要な要員の配置など体制を早期に確立できなかったこと、浸水被害の発生が切迫したときに、豪雨に伴う交通遮断によって避難誘導に必要な人員が参集できなかったこと、階段を使用した施設の上階への避難誘導に労力と時間を要したといったことが、施設の避難誘導の体制と避難に必要な設備等といったところで課題が明らかになりました。

これらを受けて、第1回の検討会における意見というのを次のスライドにまとめてあります。12項目まとめていますが、主立ったものを見ていきますと、3項目目の訓練等を通じて避難計画を見直し実態に即した計画にすることが必要といった意見や、4項目目の行政等が専門的な観点で避難計画を評価、助言することが必要といった意見。6項目目の業務継続を考慮した避難先の選定が必要。避難先の環境整備が必要といった意見。8項目目の夜勤体制のみで避難誘導をすることは難しい。計画どおりに対応できないといったような意見が上げられています。

次のスライドに行きまして、ここからがアンケート調査結果、全国の特別養護老人ホームに対してアンケート調査をしたものになります。

4 ページ目に、アンケート調査の概要が書いてあります。調査の実施主体は厚生労働省と国交省で、両省が一緒になって調査しております。

調査対象としては、全国の特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームに対してアンケートを送っております。ちなみに、全国の特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームの数ですが、全国の施設数ですと10,411施設といった形になっております。うち、得られた回答数につきましては5,120施設。回答のあったのは、30都府県、11指定都市、38中核市より回答を得ています。アンケート自体が都道府県を通じてやっているものと、指定都市を通じてやっているもの、中核市を通じてやっているものがあるので、それぞれから回答を受け取っているという形になります。

調査の内容としましては、避難確保計画と非常災害対策計画の作成状況について、避難先の選定と避難訓練の実施について、避難確保計画の見直しと助言体制について、施設における避難誘導體制について、あと主な心配事や悩み事についてというのは、これは避難をする際にそれを躊躇してしまうのに心配事や悩み事ということがあるかどうかといった質問をしております。

次のスライドからがアンケート結果になります。まず、避難確保計画と非常災害対策計画の作成状況ですが、対象になる施設数、これは避難確保計画を作成する義務が生じる施設というところで、洪水浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内どちらかに位置する施設、または両方に位置する施設を対象にしています。施設数としては、2,172施設あります。5,120施設のうちの2,172施設というのが対象になる施設になります。

そのうち該当する災害に対応した避難確保計画を作成している施設が1,874施設、約86%です。非常災害対策計画を作成している施設が78%、1,691施設ですね。それで、避難確保計画と非常災害対策計画を一元的に1つにまとめて作成している施設が1,018施設の、約47%になっております。

主な意見という形で自由意見を聞いています。避難計画を作成する際に何か困ったことはありませんかといった形での意見を聞いております。主な意見として下に4つ並べてあります。1つ目が、避難確保計画の作成方法が分からないだとか、非常災害対策計画と避難確保計画を一元化していか分からないとか、それぞれの計画を一元化して作成する方法が分からないといったことや、避難の判断基準の設定、避難経路の選定、避難手段の確保、避難の受入先の確保といったそれぞれの計画の中で定めることをどうやってやればいいのか分からないとか、避難場所の確保といったところが難しいというような意見が上げ

られています。

次が6ページ目のスライドになります。こちらのほうは避難先の選定と避難訓練の実施についてということで調べております。

まず、災害の種類に応じた避難先を選定している施設数というところで、1,611施設になります。これは避難確保計画を作成している施設のうち約86%が災害の種類に応じた避難先を選定しているという結果になっております。

次に、避難先で業務継続が可能な施設、避難先でケアできるかどうかと、この業務継続が可能な施設というのが1,135施設の約61%になります。

最後、平成29年以降、訓練を実施している、特に施設の外への訓練を実施している施設について調べたものが448施設になります。避難確保計画を作成しているうちの24%といった結果になっております。

ここに出てきている主な意見としましては、業務継続のための必要なものを外部の避難先へ運び込むことが難しいといった意見や、施設内であれば業務継続は可能だが施設外は難しい。あと施設の利用者の人数が多いこととか、施設利用者の身体状況や職員の数の問題によって、施設外への避難は難しい。そもそも施設外への避難ではなく、施設内の垂直避難を第一に考えているといった意見が出てきております。

次のページへ行きまして、スライドのページ数7ですね。こちらは避難確保計画の見直しの必要性がどうかといった形でアンケートを取った結果になります。避難確保計画を作成している施設の約93%の施設で避難確保計画の内容を見直す必要があると考えるといった結果になります。施設数としては1,874施設のうち1,749施設といったところでした。

次のスライドが、市町村からの助言が避難確保計画の作成もしくは見直す際に必要かどうかといったところを聞いております。こちらのほうは、避難確保計画を作成している1,874施設のうち約87%に当たる1,634施設で、市町村等からの助言、専門家からの助言が必要だという結果になっております。

次のアンケートです。9ページ目になります。こちらは施設における避難誘導體制についてといった形で聞いております。避難確保計画を作成している施設数の1,874施設に対して、施設の職員に避難計画の内容を説明しているといった施設が約83%の1,554施設。計画どおりに職員が参集できないことを想定している施設が約82%の1,528施設。有事の際に職員を増員するなど体制を強化すると考えている施設が約59%の

1, 1 1 0 施設。防災リーダーを決めている施設というのが約 8 5 % の 1, 5 8 9 施設。有事の際に防災リーダーは参集することになっているという施設が約 6 7 % の 1, 2 5 7 施設になっております。

ここで、避難計画どおりに職員を参集できないときの対応についての意見を下のほうにまとめてあります。職員の体制をそのとき強化してしまうと、その後の職員の配置、通常の職員配置に欠員が発生するなどの問題が生じてしまうといったことや、施設の利用者の家族や地域住民、グループ施設、消防団に協力を要請するといったことを考えている施設。早めの判断と少人数による避難誘導ができるようにしている施設。あと職員が多い日中の避難や職員を帰宅させずに施設内に待機させて対応するといった施設。あと計画どおりに職員が参集できないことは想定しているけれども、どうしたらいいか分からないといった施設もあります。

次のスライドに行きまして、入所者を避難させることに対する主な心配事や悩み事ということで、避難行動に移るのに避難を躊躇するとき、どういったことを心配していますかという形で聞いています。これの聞き方は、選択項目として、避難先で入所者のケアが継続できるかどうか心配といった項目と、避難先まで移動できるかどうか心配といった項目、あと施設内の設備が十分に整っていないで心配だといった3つの項目と、あと自由な記述の形でアンケートを取っています。項目の選択については、複数選択可という形になっていますので、ここに書いてある数自体は延べ数という形になります。

対象となる施設数は、避難が必要な施設といったところで、計画の作成をしているかどうかに関わらず、洪水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある施設全てに対して聞いており、2, 1 7 2 施設に聞いております。

まず1つ目の、避難先で入所者のケアが継続できるかどうか心配と考えている施設が1, 6 2 7 施設、約 7 5 % になります。あと、入所者を安全に避難させることができるかどうかというのが心配というのが1, 6 2 5 施設、同じく約 7 5 % ですね。施設内で円滑に避難するための設備が十分整っているかどうか心配と考えている施設が1, 0 9 6 施設の 5 0 % といったところであります。

その他、自由記述での意見につきましては、地域とふだんのつながりが必要といった意見や、福祉や防災等の資格や経験がある者の協力が必要といった意見、施設利用者の家族の協力が必要といった意見、災害発生時の職員の体制によっては初動の判断の遅れが心配だという意見や、女性職員が多いので、深夜の体制が心配だという意見がありました。

次のスライドへ行きまして、アンケート結果7になります。避難先の選定状況と防災リーダーの役割といった形でまとめていますが、上のほうは、避難計画を定めている避難先、避難先の選定といったところになります。複数回答ありの延べ数で取っていますので、値としては傾向を把握するような感じで見いただければと思います。

全体的に施設の安全な場所に避難先を選定しているところが多く、その中でも施設の中でも高い上階の部分を避難先にしている施設が多くあるような形になっております。

右下に示しているのが、上層階への移動手段ですが、高いフロアにどうやって移動するかという手段としましては、階段を考えているところが1,126施設、一番多くて、次がエレベーター。スロープも少なからず、197施設ですけれども、全体的には少ないんですが、スロープを移動手段として考えているところもありますし、かなり少ないですが、階段移動用リフトを使って移動するということも考えているところもありますといったところです。

左下に示しているのが、避難というか防災リーダーというのを施設の中で定めているかどうかといったところで聞いています。防災リーダーを定めているところに対して、どういった役割を防災リーダーに求めているか、やらせているかというところをアンケートで聞いたものになります。

一番多いのが、避難開始の判断を検討するというところや、あとほかの職員や利用者には防災知識を普及する、防災研修を受講させるとか、災害時に行政との連絡調整を実施するといったような役割を防災リーダーにしてもらっているといったところがあります。

次のスライドが、参考程度ですが、施設の位置する場所についてということで、想定浸水深ごとの特別養護老人ホームの施設数ということで調べています。洪水浸水想定区域内にある施設は、5,120施設のうち1,437施設ありました。そのうち、浸水深が5メートル未満の施設が1,347施設、3メートル未満の施設が1,087施設といったところです。5メートル未満といいますと、3メートルから5メートルというのが、2階まで浸水するところで、3メートル未満というのは1階が浸水するところになります。なので、1階まで浸水するところが大体76%、2階まで浸水するところが94%といったところで、3階以上まで浸水するところは6%程度といったところで、千寿園はこの10メートルから20メートル未満のところでしたので、この6%部分のところに含まれていたといったような状況でした。

ここまでがアンケートの結果になります。ここから、事務局のほうで提案します避難の

実効性を高める方策の案を御紹介させていただきます。

大項目として、避難計画や訓練に関する事項と施設の設備や体制等に関する事項といった形でまとめてあります。資料5-1のA3のペーパーの右下のほうに、項目ごとにとりまとめているので、そちらを御覧になりながら見ていただければと思います。

まず1つ目が、災害の種類等に応じた避難計画の作成の徹底といったところで、課題と背景としまして、避難先は、施設管理者等が施設の災害リスク情報を理解した上で、災害事象に即した場所を選定する必要があるが、その選定は専門的知識を必ずしも有していない施設管理者等にとっては簡単ではない。避難の安全性や、避難情報発令時に避難先が開所するかどうかというのを把握することは、施設管理者にとってはこれも容易ではない。施設管理者等が早めの立退き避難の開始を躊躇する背景として、避難先における施設利用者のケアなどの業務継続の課題があるといったことが、課題と背景として挙げられます。

これに対する方策案としましては、防災や福祉に関する専門的な知識を有する地方公共団体や専門家等が施設管理者等に対して助言し、適切な避難先が定められるよう施設管理者等を支援すること、特に避難確保計画の提出を受けた市町村が、施設管理者等に助言・勧告する役割を明確化することによって、市町村による一層の支援を促す仕組みが必要ではないかといったことが考えられます。

次のスライドへ移ります。こちらは訓練で得られた知見の避難計画への反映ということになります。この課題と背景としましては、実態に即した実効性のある避難計画にするためには、訓練を通じて得られる知見に基づき、PDCAサイクルにより計画を見直すことが必要であるということです。訓練で避難計画を検証するためには、避難に必要な時間を事前に把握し、明確にしておく必要がある。訓練は、施設管理者等のみで実施するのではなく、施設利用者やあらかじめ避難誘導の支援役に組み込まれている地域住民等の協力を得て実施する必要がある。施設の立地する場所や建物の構造、施設利用者の人数、施設利用者の身体の状態、施設と地域の関わり方など、施設の状況はそれぞれ異なることから、訓練の結果も反映させて、個別性を踏まえた避難計画にすることが重要であるといったことが課題と背景としてあります。

これに対する方策案としましては、施設管理者等が避難訓練を通じて、避難計画で設定した避難時間などをセルフチェックする仕組みが必要ではないか。訓練の結果を避難計画の見直しにつなげ、計画の実効性を高めるために施設管理者と防災や福祉の専門的知識を有する市町村とが、訓練で得られた教訓を共有するとともに、当該市町村が計画見直しに

ついて、施設の個別性を踏まえて施設管理者等に必要な助言・勧告を行う仕組みが必要ではないか。避難の課題については、同種の福祉施設間で共有して、改善策をお互いに検討する仕組みが必要ではないかといったことが考えられます。

次の項目に行きまして、スライド15ページになります。こちらは、避難計画の共有と理解の促進というところで、課題と背景としましては、高齢者福祉施設の避難計画については、介護保険法に基づく非常災害対策計画と水防法等に基づく避難確保計画の2つの制度があることによって、施設管理者による計画作成を難しくしている可能性がある。避難計画の主要な事項、災害リスクや避難のタイミング、避難先等、こういった主要な事項については、避難行動の主体である施設利用者や避難のサポート役が期待される利用者の家族に対して周知し、理解を深めておく必要があるというところが課題と背景として考えられます。

これに対する方策案としましては、非常災害対策計画、避難勧告計画を1つにまとめて作成する方法を国が具体的に提示する必要があるのではないかと。避難計画には、避難開始のタイミングや避難先の情報に加えて、想定される浸水深や浸水継続時間等の災害リスク情報、あと避難にかかる時間等の情報を明記するとともに、施設利用者やその家族等へ避難計画の周知徹底を図る必要があるのではないかと。避難誘導の行動を施設の利用者やその家族等が容易に理解するための方法としては、避難計画の中に時系列的に避難行動をつくるようなタイムラインのような形で避難計画を作るようにして、分かりやすく時系列的に理解できるよう避難計画を作成しておくことが必要ではないかといったことが考えられます。

次の項目としては、今度は施設の設備や体制等に関する項目になります。

まず1つ目が、業務継続が可能な避難先の確保といったところになります。課題と背景としましては、施設管理者等が早めの立ち退き避難開始を躊躇する背景としては、避難先における施設利用者のケアなど業務継続の課題があります。これを解決するためには、業務継続が可能な避難先の確保が重要になりますが、その確保は必ずしも容易ではありません。避難行動そのものが施設利用者の身体的な負担になる可能性があることから、施設利用者の負担軽減についても考慮する必要がある。災害の進行状況によっては、避難計画に沿った対応が難しい事態になることも想定され、その際にも緊急避難的に施設利用者の人命を守る手段を確保しておくことが重要であるといったことが課題と背景で挙げられます。

方策案としましては、同種の福祉施設間において避難の受入れ体制を構築するなど、業務継続を可能とする避難先の環境づくりが必要ではないか。立退き避難を原則としつつも、入所型の施設については、施設内の上階に垂直避難場所を確保することが有効ではないか。迅速な垂直避難の誘導を実現するため、エレベーターやスロープのほか、移動手段確保のための設備を導入する必要があるのではないか。円滑な避難を実現するために有効な設備については、地方公共団体等が施設管理者等に対して助言をする必要があるのではないか。災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけることが必要ではないかといったことが方策案として考えられます。

次に、これは方策案ではないんですが、事例の紹介という形で、今、垂直避難の話を見せていただきましたので、垂直避難の課題といった形で事例を紹介させていただきます。これは昨年の令和元年の東日本台風で千曲川が氾濫した際に、長野市の福祉施設で1階部分が完全に水没して避難対応したんですが、そのときの施設の関係者の方からのお話を事例として紹介させていただきます。

令和元年東日本台風の千曲川の氾濫で、長野市の社会福祉施設の1階部分が水没したんですが、その施設では早い段階で上層階に避難することを開始していたため、人的被害は出ませんでした。ただ、施設の設備、受電設備だったり厨房設備だったり医療機器といったものは水没してしまって、事業の継続自体はもうできないような形になってしまい、全ての事業はその機能を喪失するといった状況になってしまいました。

ただ、1階の天井まで水につかっている時間というのは24時間未満といったことでしたので、翌日から救助活動することができまして、高齢者の避難の搬送が自衛隊等を通じて行われ、主に3日間かけて長野市内外の医療機関・福祉施設に避難することができました。

結果的に全員助けることができ、うまくいった事例なんですが、この施設の方が今回、江東5区のような浸水継続時間の長いところに、墨田区だったと思うんですけど、墨田区のほうに来られて、そのときに感じたことが次の2つになります。

垂直避難しても、長期間、数日から1週間程度、1週間以上浸水が継続するような場所ですと、その分の食糧、トイレ、寝る場所等の物資やスペースの確保だったり、他にも感染症対策、医療行為もできるように事前に準備をしておく必要があるのではないかと。

職員の交代も必要となってくるので、職員の交代をそういった場合はどうするのかとか、利用者だけではなくて、同様の準備が職員に対しても必要になるのではないかと

と感じられたといったところです。1つの事例として、こういった意見があったということを紹介させていただきます。

次に、18ページになります。今度は避難誘導のための要員の確保といったものになります。課題と背景としては、災害の進行状況によっては、施設の職員が参集できず、避難誘導のための体制が確保できない事態も想定される。雨が強まる前や日没前の早期に体制を確立することが最も重要であるが、万が一の際には、地方公共団体との協力体制や、地域における多様な関係者による支援体制を構築しておくことが必要である。

これに対する方策案としましては、地域の実情を踏まえた、施設利用者の家族や地域住民、地元企業等で避難誘導を支援してもらうための連携体制を構築すること、特にこれらの関係者を巻き込んだ避難訓練の実施を避難計画に明記した上、平時から訓練を行っておくことが必要であるのではないかと。施設管理者等と地方公共団体の担当者が有事の際に円滑に連絡可能な関係を構築するため、平時から連絡調整の場を確保しておくことが有効ではないかといったことが方策案として考えられます。

次のスライド19ページです。施設内の適切な防災体制の確立というところです。これに対する課題と背景としましては、施設利用者の円滑な避難確保を図るためには、施設管理者等が自然災害の現象や施設が有する災害のリスクを適切に理解することが何よりも重要である。災害の進行状況によっては、避難計画に沿った対応が難しい事態になることも想定され、その際には、施設管理者等が臨機の判断で施設利用者の安全確保を図ることが求められる。

これに対する方策案ですが、自然災害の現象や災害リスク情報、避難に関する知識を施設管理者等が習得できるよう、地方公共団体による講習会等の実施を推進する必要があるのではないかと。また、国や地方公共団体は、施設管理者等のスキルアップのために、同種の福祉施設関係者による自主的な学習会等の実施を支援する必要があるのではないかと考えたことが考えられます。

最後のスライド、20ページですね。災害リスクの低い地域への施設の誘導等といったところです。課題と背景としては、今までいろいろ方策案を説明させていただきましたが、それらを実施することにより、避難の実効性の確保を図ろうとしても、安全な屋外の避難先の確保が難しい施設や、想定される浸水深が深いとか、浸水継続時間が長いと、垂直避難が難しい施設の存在も考えられます。

これに対する方策案ですが、様々な取組を実施しても避難の実効性が確保できない施設

については、地方公共団体が施設管理者等に対して災害リスクの低い地域への移転の検討を促すことが必要ではないか。また、新たに設置される施設については、地方公共団体が災害リスクの低い地域に誘導すること、施設利用者の居住スペースを想定される浸水深よりも高い位置に設けること、垂直避難のための設備等をあらかじめ装備することなどを促す必要があるのではないかといったことが考えられます。

資料5-2についての説明は以上です。

【座長】 ありがとうございます。大変大量なまとめをしていただいたところでございます。

それでは、各委員から御質問、御意見を頂戴したいと思います。ある方は挙手をお願いいたします。

〇〇先生、お願いいたします。

【委員】 前回、避難誘導について御質問いただいたときに、スロープについての利用の仕方がよく分からないということでお話をした経緯がございます。

今回、上層階への避難手段ということでアンケートを取ってございまして、スロープは197施設、階段・移動用リフト等も59施設と書いてございます。実際、これは消防法などのために設置しているだけなのか、実際につけてみて利用されたのかどうか、そういったところが分からないと、今うちも改築をして、消防法の中で設置義務があるものから、つけてはみたのですが、我々の施設は要介護3以上で非常に重篤な方たちが多い中で、使えないものを実際つけなければならないという状況にあります。

これは実際、197施設がスロープということでお答えになっていますが、実際、使われているのかどうかということまでアンケートで取っていらっしゃるのかどうかお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

【座長】 では一旦、事務局、お願いいたします。

【事務局】 この197施設でスロープが使われているかどうか、あるいは59施設でリフト等が使われているかどうかについて、その実態までは確認できておりません。幾つかの施設を抽出して聞くなど、今後必要であれば確認をしたいと思っています。

【委員】 これは非常に重要なことだと思っています。我々の特別養護老人ホームは、平成15年に要介護3以上の方たちを実際、入所させるということに制度改正の中でなったわけですけれども、実際、こういう避難誘導については全く見直されないまま来ているということは、やはり我々としては利用者にとってどういうふうに使ったらいのか分か

りません。それで今、私のところは非常用の袋をつけていますが、これは訓練のときには使ったらいけないということにもなっていますし、消防の方にも使い方を聞いてみるんですけど、お答えがいただけない状態です。今、市町村等から助言をいただくことがベターだということでおっしゃいましたけれども、実際は御助言がいただけない状況の中で、このような誘導等も推進されている。

そしてまたもう一つ言わせていただければ、いろんな防災等の研修を受けたいのですが、災害に関しては本当に縦割りで、例えば我々は高齢者支援課と非常に関係が深いわけですが、地震や福祉避難所はまた別の課、そして支援物資はまた別の課というふうに様々な窓口を渡っていかなければならない。緊急を要する際に、これだけ窓口がいろいろありますと非常に不便であるということと、それから災害についても、水害と、火災、地震とは別個の防災ということになると伺ったのですが、これほどいろんな課を渡り歩くということは非常に難しいです。1つの窓口で済むようなことでやっていただくとありがたいなと思っています。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。まず消防法等で義務づけられている避難の設備・物資が実際に高齢者施設では役に立たないのではないかとといった問題について、まだこれまで検討されていないので、この点については消防庁の方もいらっしゃると思いますので、義務づけられているけど全く使えないというのは、何のためにつけているのか分かりませんし、また一方で、何が有効な避難手段になるのかということについても、専門性のあることだろうと思いますので、御検討を進めていただければなと思いました。ありがとうございます。

それから、縦割りでそれぞれの所管があるということで、そこについてもある程度、特別養護老人ホームの方、あるいは福祉施設の方が一旦は相談をすれば、大体8割、9割は解決できるみたいな総合窓口みたいなものを、福祉部局の方も少し勉強されて防災のことについて一緒に相談しながら、大概のことはそこで受け止められると。もっと深いところになると別の部署と一緒にやるみたいな、ちょっとそういう連携を考える必要があるかもしれないですね。

事務局、お願いいたします。

【事務局】 補足でお話しさせていただきます。

特に災害が発生した最初のうちに、どういう情報を仕入れるかということは大事だと思

っています。私どものほうで今、福祉版EMISといいまして、それぞれの施設がどういう状況にあるのかというのを打ち込むシステムをつくらうとしているところです。そこで例えば停電しているとか、電源車が欲しいとか、水がなくなっているので給水車が欲しいとか、あるいは食糧がありませんとか、そういった情報をまずそこに打ち込んでいただきます。そうすると市町村でも見られるし、我々厚生労働省でも見られて、それで問題があれば関係府省庁につなぐだとか、そういったことができるようにしたいと思っています。まず情報の発信できるところを一元化したいなというところで今、取り組んでいるところでございますので御紹介をさせていただきました。

【座長】 ありがとうございます。〇〇委員、どうでしょうか。今の答弁でよろしいですか。

【委員】 一元化していただくのは大変にありがたいと思います。でなければ、なかなか緊急を要する災害のときには、我々も受入れ施設を決める際に大変な思いをします。

それから、人材派遣についても、これも行政の窓口が違っていますので、こういった点でも非常に苦労するところがあります。やはり被災施設はできるだけ早く、支援物資にしても人材にしても要求されるときに、行政の窓口が違いますと、非常に時間がかかってきますので、ぜひ窓口の一本化ということをお願いしたいと思います。

【座長】 ありがとうございます。

じゃあ、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 大変貴重なアンケートの結果を御紹介いただいて、ありがとうございます。私からは、質問が1点とコメントが2点です。

質問については、アンケートの中で避難確保計画と非常災害対策計画、いずれも策定状況を示していただいたのですが、必ずどこの施設もどちらかは策定しているものなのか、両方とも策定していないところというのはあったりするのか、もし分かれば教えてください。

それから、コメントですが、1点目は、骨子案の中の避難訓練についてです。アンケートを拝見しますと、避難訓練というと、施設利用者と一緒に立退き避難することをイメージしている施設が多いのではないかなという印象がありましたが、訓練というと幾つかのパターンがあると思うので、そういうのを例示してはいかがなものかなと。例えば職員だけの訓練とか、市町村と情報の連絡交換の訓練であったり、あるいは夜間の避難訓練、避難経路の確認の訓練であってもいいと思います。なので、幾つかのパターンで、できやす

いものというのを組み合わせて提示してみてもいいかというのが1つ目です。

それから2つ目ですが、避難に際して避難先の避難所が開設されているかどうか分からないとか、避難先の確保の問題が出てきています。難しいかもしれないのですが、例えば福祉避難所の連携みたいなこととか、福祉避難所以外との連携とか、そういう福祉避難所をもっと整備する上でも効果的な連携の在り方みたいなのも検討が必要なのではないかなと思います。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。まず、質問については、避難確保計画、非常災害計画を全ての施設が作っているのか、両方とも作っていない施設もあるのかというような問合せですけれども、どうでしょうか。

【事務局】 避難確保計画につきましては、例えば洪水浸水想定区域内にあって、市町村が地域防災計画に位置づけたものは、作るというのが義務になっています。非常災害対策計画も基本的には義務と理解しています。

ただし、まだ作られていないところが実態としてはあるということです。避難確保計画につきましては、作成率は半数程度ですので、現在、作成の促進を図っているところです。来年度末までに100%にしようという目標を立て、講習会等を開きながら施設側の理解を深め、作っていただいているところです。

非常に貴重な御意見ですので、この検討会の取りまとめの参考にさせていただきたいと思っています。ありがとうございます。

【座長】 ○○委員、よろしいでしょうか。

【委員】 分かりました。アンケートの結果を見ると、対象になる施設数に対して策定率100%ではないところがちょっと気になったので、質問させていただきました。どうもありがとうございます。

【座長】 ありがとうございます。先ほどの2つ目のコメントで、避難先の確保というのが非常に重要になると。避難先がないので避難するのも躊躇するというのもあろうかと思いますが、この辺りも非常に重要な点かなと考えております。

事務局、コメントありますか。

【事務局】 避難先の確保につきましては、施設間でうまく連携していくというのがすごく重要だと思います。実際、要介護度3以上の方が体育館などに避難したとしても、その後のケアはどうするのかというようなところがありますので、そういった点でも施設間

の連携みたいなことをうまく進めていきたいなと思います。

【座長】 そういった意味では、BCPというのが、代替施設の確保というのが最も基本的なところでございますので、ぜひ進めていただければと思います。ありがとうございました。

ほかに御意見はありますか。では、〇〇委員、お願いいたします。それから次に〇〇委員でお願いします。

【委員】 すみません、〇〇です。度々すみません。私のほうからは、コメントということでお話しさせていただきます。

前段の各種計画の1つの取りまとめというのは、私はできると考えております。というのは、こういう施設に対しましては、介護保険法の関係で非常災害計画というのは必ず作らなければならない。全施設という部分で認識しておりますし、消防法につきましても、それぞれ法律の中で該当する施設で消防計画は作らなければならない。それから、先ほどお話ししました土砂災害防止法、水防法の関係につきましても、市町村の地域防災計画で指定された施設、これは作らなければならない。それから地震・津波に関しましても、特措法の関係で作らなければならないと。

それからもう一点、BCPの関係につきましても、これをある程度義務化して作ったほうがいいかなと思います。いくなれば、総合防災計画というような部分で検討してみるのもいいかなと思います。その中であって、国のほうでも横の連携をしっかりとマニュアル化したほうがよろしいと思います。

先ほど〇〇委員のほうから、窓口が3つも4つもあると発言がありました。実際、岩泉町でも、各種の土砂災害防止法、水防法の避難確保計画、作るに当たりましては、学校関係につきましても教育委員会、医療関係につきましてもそれぞれの課、保健福祉課等々ということで各課にまたがっていた経緯がございますけれども、この件に関しましては、危機管理課ということで1つにまとめて計画の精査あるいは訓練指導という部分をやっております。そういったケースで見れば、国・県のほうもその横の連携をしっかりとした窓口の部分でやれば、何ら問題はないと思っております。

それからもう一点、施設の防災に対する責任者の考え方なのですが、消防法では、先ほど申し上げましたとおり防火管理者という選任義務がございます。その部分も、他の災害に関しまして施設の管理者の部分がある程度義務づけしまして、講習会等の部分をしっかりと勉強していただくというシステムもつくっていったほうがいいかなと思います。

それから3つ目なのですが、設備の基準でございます。スロープの関係です。先ほどお話をございました。消防法の中におきましては、避難のために救助袋、スロープ等々という部分で明確にあります。これも同じように水防法、土砂災害防止法の部分につきまして、最低限の設備は何が必要だからという部分も検討する必要があると思います。例えば停電時の部分につきましては、大きな施設で消防法は自家発電設備をつけてくださいということでありまして、やはり中小の施設につきましては、停電時の対応ということで、例えば蓄電池の設置、あるいは、これは1つ私の提案なのですが、通常の業務に使う車両、例えばPHVの車両を購入して、有事の際はそれを活用すると、そういった部分も検討していったほうがいいかなと思います。

それから最後になりますけれども、前回もお話ししましたけれども、やはり避難時における誘導體制が従来の人員では足りないという部分が各施設、懸念という部分であります。やはり事業所自体の人員基準の見直しというのも少し検討対象に加えていったほうがいいかなと思います。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。大変、現場に即した具体的な提案をいただいたかと思えますけれども、この御提案に対して事務局のほうではコメントございますか。

では、事務局、お願いします。

【事務局】 いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。

BCPを義務化したほうがいいのかというのは、まさに私どももそういうふうと考えておまして、介護保険の関係だと、給付費分科会という議論する場がありますが、BCPを義務化していくべきではないかというような御意見を賜っていて、その方向で進んでいくというようなことで考えております。

また、施設の防災の責任者をきちんと示して、その人に講習会などでしっかりと技能を身につけてもらう、これも非常に大事な視点だと思っております。今回の3次補正予算案の中でも、施設の防災リーダー養成等に対して都道府県が支援するときの費用を補助するというものを新設する予定です。そういったものをうまく活用していきながら、防災の責任者を中心として、施設の防災能力を高めていってほしいと思っております。

あと、蓄電池だとか、PHVの車両なんかを買っておくといいというようなことも有効だと思っております。千葉県の大規模停電時も電動車のバッテリーを活用して、エアコンを回したりというようなこともやられたというようなことも聞いていますし、我々も非常用

自家発電設備の補助を大幅に拡充したり、あと経済産業省が停電時にPHV車が有効というようなことを広報されたりしていますので、これからもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【座長】 ○○委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

私も思っているのですが、計画がそれぞれ各省庁から縦割りに出てきているので、総合的な、私は福祉防災計画と名づけているんですけど、そういったものがあって、その1つの計画でやっていこうと。消防については、確かに主な対象が火災ということなので、ちょっと違いますけれども、例えば自衛消防組織を災害対応にもそのまま転用できるわけですから、そういった形でBCPも含めて、避難確保も含めて、非常災害対策計画も含めて、やはり1つの計画でやってみるといのは非常に福祉施設にとっては負担が軽くなるかなということになりますので、その分の汗をかくのは、やっぱり各省庁さんが擦り合わせてモデル的な計画を作られるほうがいいのではないかなという気が、さっきのお話を聞いていても思いました。

それから、非常用電源の確保も極めて重要なのですが、今の制度では設備に対する、国債を財源としてハードに対しては補助できるのですけれども、動かせるものに対しては補助ができない。でも実際には、PHVであるとか蓄電池であるとかを分散備蓄しておいて、災害時にはそれを集中運用するほうが効果的なのですね。そういった制度開発もしていただければ、コストもかなり下がりますし、日常からその蓄電池を使ったりPHVを使ったりということで、日常利用できるもので分散備蓄しておいて、そして災害時に集中運用するというのが今後の災害多発時代にはよいのではないかと。特に電源の確保は非常に重要なので、全部の施設がやっぱり非常用電源をつくるというのは、実際にはかなり難しいと思いますので、御検討もいただければと思いました。ありがとうございます。

それでは、○○委員、よろしく願いいたします。

【委員】 2つほどお聞きしたいのですが、1つ目は、情報の一元化、窓口の一元化ということが先ほどから話されていますが、千寿園の話を知ると、土砂災害については認識していたが、水害については認識がなかったということで、行政のほうで施設に対して、今のハザードマップは必ずしも十分ではないとは思いますが、ハザードマップの現状からすると、この災害とこの災害とこの災害については危険な可能性がありますよと、通知するような、義務まではできるのか分かりませんが、そういうことを伝えたいので、そ

の上でいろんな窓口に行ってくださいと通知することはできないのかというのが質問で、それはあくまでその施設のほうから自分で取りに行く情報なのかというのが1つあります。

もう一つは、私は水害の担当で呼ばれていると思いますので、想定浸水深ごとの特別養護老人ホームの施設数というので、3メートル以上浸水の施設が結構あるのですが、この浸水が起こった場合、近くの高層の建物に避難させてもらうか、移転するか、ないしは2階以上の建物を造るということしかないように思うのですが、そのときに、参考資料1に水害対策交付金について書いてあるんですけども、防災改修等支援事業というのは例えば2階とかを造ることに支援されるものなのかというのをお聞きしたいと思います。

【座長】 では、事務局のほうからお答えをお願いいたします。

【事務局】 ハザードマップを見て、それぞれが判断するということですが、地域防災計画に定めるのは市町村ですので、市町村が適切に把握することになります。防災部局では、どこに施設が建てられるのかまでは分からないかもしれませんが、福祉部局は分かっていると考えられます。これらの情報を市町村内で共有する。地域防災計画は公表されますので、施設にはその旨が知らされるという仕組みになっているところです。

また、ハザードマップを今後もっと分かりやすくしていくというのもあるかと思いません。

【事務局】 あと、補助の関係でございます。参考資料5で地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の説明がありまして、この中に、今般の千寿園を踏まえた水害対策強化事業を入れました。

この水害対策の中には、平屋のものが2階部分を造って避難できるようにするという、その2階部分の増設というものも補助対象に加えております。ただ、2階部分を造ったものを別の用途で研修とかにずっと使っているというようならば、それは認められないですが、あくまで避難場所として造っていただくという分については認めることにしています。

【座長】 それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 〇〇でございます。前回欠席した上でしゃべらせていただいて、大変申し訳ありません。

今日、聞いた分については、かなり私が言いたかったことも網羅されていて、いい提言になりそうだなと思います。その上で3点、コメントしますと、1点目は、やはり市区町村の役割というのはとても大切で、これも大体は書いてあるのですが、1つは、前回の議事録をさっと読むと、市区町村は災害が近づいてきたときに各施設に動きなさいよ

というトリガーを引くのは難しいというのがあったんですけど、僕はそこはすごく大切に、先ほど来あるように、地域防災計画にリストアップするわけですから、確かに防災担当部局はこれからレベル3に上げようというときに電話はかけられないかもしれないけれども、今回だったら福祉所管の部局、あるいは学校だったら教育委員会だし、病院だったら医療だし、そういうところがリストに基づいて、しかもレベル3に上げて全部かける必要はないわけですね。レベル3になった根拠になったエリアは土砂災害警戒区域の一部なわけだし、川だったら川の氾濫域なわけだから、そこは地図化しておけば、連絡を行かせる方法って絶対あるんですよ。

これはちゃんとやってあげると、テレビでレベル3が流れるよりも、市役所や区役所から、あなたのところはレベル3の該当地区ですよと言われたらスイッチは入るんですよ。だからこのスイッチを入れる仕組みをぜひやってほしいというのが1点です。

もう一つ、市町村の役割としては、場づくりですよ。これも書いてあるので、僕はあえてコメントしないんですけど、私、知事さんと国交省さんと一緒にこれについて、擦り合わせてもらったんですけど、あれは非常によくて、どういう仕組みだったかというところ、これから津市が地域防災計画でリストアップする川の流域にある福祉施設を全部呼んで、福祉施設だけじゃなくて、ほかにも入っていたんですけど、防災部局、危機管理部局、福祉部局、そういうのをずらっと並べて、それから前回の議事録にもあったようにピアで助けられるようなグループワークをやっていくと、かなりいい計画になっていくし、そこで人間関係ができていくので、そうなると思う先も分かっていくんです。

あの場づくりはすごくよかったと思ってしまして、何で続けてやらへんのかなと国交省さんに、ただお金の面もあるので、あれをやってほしいなと私は思って、それは中に文言としては書いてあったので、いいかなと感じております。

【事務局】 もうちょっと踏み込んでですね。

【委員】 そう、踏み込んでやるといいかなと。

それで三重県では、これは知事にも言ってもいいと言われたので持ってきたんですけど、来年度予算で県のレベルで風水害避難対策強化事業というのを我々も大学と組んでやるんですけども、1つはそういう施設のマッピングをちゃんとやってあげよう。ですからハザードマップも出ているわけだし、都道府県が土砂災害警戒区域を決めているわけで、そのデータと、それから施設のデータも簡単に重ね合わせればリストアップはできるし、それをまず作ってしまおうと。

それからもう一つは、場づくりで、〇〇先生もよく御存じだけど、内閣府の地区防災計画の仕事をやったときに、僕も札幌市の面倒を見ていまして、盤溪地区^{ばんけい}ってちょっと山の手のちょっといいところなんですけれども、そこをやったときに、地元の自治会での自主防災に加えて、高齢者施設や学校へ僕が行って全部呼んで、場づくりをした。その1回だけやったんですよ。その1か月後に胆振^{いぶり}東部地震が起こってブラックアウトして、何が起こったかという、要はあそこの高齢者施設は大丈夫かという人がその中から現れるんですよ。それで小学校の先生が、うちは水が出るからここに取りに来いとかね。だからその場づくりが非常に大切で、あの高齢者施設、停電しているけど、エレベーター動いているのやろうかという人がいるとか。

だからその場づくりも、ぜひ市区町村が、先ほどの教育プログラムとは別にやっていると、非常にいいことになっていく。それが、内閣府さんがやっている地区防災計画とリンクすれば、その中に高齢者施設を入れてあげればいいんですよ。そうするとそこで避難確保計画を書き直すきっかけにもなるし、だからそれもさっきの縦割りで、内閣府がやっていることに乗っかることもいいし。

それからもう一点はBCPですね。BCPは私、経産省のBCPの仕事をやらされていまして、中小企業向けのBCPの審査員をやっています、これもやっぱり情報交換すると、審査していますと、そこに高齢者施設、ちょいちょい上がっているんですよ。それは多分いろんな減免措置が得られるというインセンティブを中小企業庁さんはぶら下げているので、それに乗っかっているだけなので、不満なBCPも結構あるんです。これは何かコンサルさんに言われて書いただけだろうなというようなものもあるんですけど、そういう情報を何かリンクアップしてあげると、大変困っている施設も中にはあるので、そういう情報交換をやっていただくといいという、3点目はうまく縦割りを打破してねということです。

1回目、言えなかったことを言ってすみませんでした。よろしくお願いします。

【座長】 ありがとうございます。本当に今の連携を実際に機能させるためには、そういった場づくりでふだんから顔を合わせるとか一緒に勉強するとかいうのはすごく大事だと思うんですけど、事務局から何かコメントございますか。

【事務局】 貴重なご意見ありがとうございます。非常に参考になります。是非、今後の取りまとめに反映させていただきたいと思います。

最初のトリガーを引くことは、すごく大事なことだと思います。今回の千寿園について

も、球磨村が最初の段階から連絡を入れているようです。これは大事なことです。ただ、その後のフォローまではできなかった。全部の施設までフォローが行き届かないという部分はあろうかと思います。そのため、場づくりというのは非常に大事であると思います。市町村と施設関係者が日頃から見える関係をつくっておくというのはとても大事ですので、厚労省と一緒に考えて詰めをしていきたい思います。

それから、マッピングについては、施設の座標の位置が分かれば、情報が重ねられると思いますので、そういうのも大事だと思います。ありがとうございます。

【座長】 トリガーとして、市区町村がもう避難のタイミングだよと伝えることも重要ですし、一方で福祉施設側からもちゃんと避難できている、あるいは今、避難するのは難しいというのがインタラクティブ（相互作用）にできるのが望ましいと考えておりますので、そのような仕組みも検討いただければと思います。ありがとうございました。

では〇〇委員、お願いします。

【委員】 ちょっと戻るようで恐縮ですが、アンケートの件について教えていただければと思います。アンケート結果2のところに、避難確保計画を作成されている施設の中で、災害の種類に応じた避難先を設定している施設数と、避難先で業務継続が可能な施設数が挙げられていますが、これが例えば災害の種類に応じた避難先を設定しているのが86%しかない、ということは裏を返せば14%の施設は自らできていないのではないかと考えているということであったり、業務継続ができないと思っている施設が39%ぐらい存在しており、このような方々は、避難確保計画は作成したけれども少々頼りないと思っておられる、という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。災害の種類というのは、土砂災害や洪水がありますが、今回のアンケートを見てみると、例えば、土砂災害には対応できているけど、洪水に対しては心配がある、こういう計画があるということです。14%が十分ではないということだと思います。 今回の千寿園もそうですが、土砂災害には対応したのになっていたが、洪水に対してはどうかということです。

それから、61%は、避難先は設定しているけど、そこに避難しても入所者のケアが難しいと思われていて、そこに不安をお持ちだと我々は理解しています。そういうことを表していると御理解いただければと思います。

【委員】 ということは、逆に言えばある程度避難に関する問題点は施設の皆様も理解しておられ、避難確保計画を作成してはみたものの、実効性があるか不安に感じている方

が結構な割合でいらっしゃるということかと思います。避難確保計画の作成を促進していくのも大切ですが、それだけではこの数字はむしろより乖離していくおそれがあるのではないかとこのアンケートは示しているのではと思ったところ、せっかく計画を作成したのに実効性がなくて不安だと思っておられる方が多くいらっしゃるのであれば、その不安を減らしていく方策を打ち出していくのがいいのではないかと思います。

もう一点コメントさせていただきます。アンケートの4つ目で、専門家などからの助言が必要と多くの施設が答えておりますが、例えばBCPに関する事なのか、あるいは災害に関する事なのかなど、具体的にどのような助言が必要とされているのかが分かると、どのような支援がより実効性があるのかということにつながるのではと思いましたので、御検討いただければと思います。

以上です。

【座長】 実効性を高めるための方策、それから専門家からの助言の具体的な内容について、もし今、何かあればコメントをお願いします。

【事務局】 御指摘のとおり、避難計画を作ったとしても実効性が課題であるというのが論点だと思っています。それを高める方策を今この場で議論していただいております。おっしゃるとおりです。

それから、何に対して助言が欲しいか、ということですが、5ページにあります。避難先をどうしたらいいか、受入れ先をどうやって確保すればいいか、避難経路を自分たちだけでは決めることができないというご意見があります。市町村の防災担当者からそういったところをアドバイスして欲しい、そう理解しているところでございます。

【委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【座長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 ありがとうございます。必要とされている助言内容をまとめて、講習会のコンテンツなどに反映させると効果的ではないかと思いましたので、ぜひ御検討いただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【座長】 ○○委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。まず、アンケートなどいろいろまとめていただいて、ありがとうございました。私からは、2つほどコメントさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、BCPのことですが、既に全社協を中心に、主として地震を中心に、い

ろいろな計画をこういうふうにするんだというものが提案されていて、かなりの法人が作っているという実態もございます。こういったものもぜひ情報共有しながら、浸水や土砂災害のときであれば、どうなるんだというようなことまで含めてやっていただけるといいと思います。

特に地震のときですと、エリア全体が被災するという想定ですが、浸水水害や土砂災害ですと、エリアの中の一部ということが考えられ、そうすると法人内の他の施設、あるいは近隣の他法人というものがやはり有効になるということがあるので、災害による違いも含めてお伝えしていただくのが大事なというのが1点目です。ぜひ御検討いただければと思っています。

2つ目が、やはりBCPのことですが、避難訓練については、先ほど〇〇先生がおっしゃってくださったように、いろんなタイプに分けて実際に訓練をしてみるということがすごく有効だと思います。一方で、業務継続については、そういう災害が起こる頻度というのは大変少ないので、それに対する訓練というのがなかなか難しいと思います。

そうすると、何らかの被災を受けてしまったときに、それをきちんと記録として残して、共有していく。そして、リアリティーを持って事業所間あるいは役所のサポートを得ながら情報共有していくということがすごく大事だと思います。

これは福祉楽団さんという千葉にある法人さんが、2019年の台風の災害の記録と検証というのを作ってくださっているものがあります。これがものすごくリアリティーがあって、私もすごく勉強させていただきました。こういったものをやっぱり災害に遭ったときにきちんと記録を残していくという文化を事業所全体で、ひいては業界団体でつくっていくというような、そういう方向性であったり、あるいはそれに対してきちんと政策に関わる補助をすとか、そういうことをぜひ検討していただきたいなと思っています。

よろしく願いいたします。

【座長】 ありがとうございます。BCPの作成についての留意事項、あるいは訓練についての御提案をいただいたかと思いますが、何かコメントございますか。

事務局、お願いします。

【事務局】 御意見ありがとうございました。災害ごとにBCPの情報共有みたいなものは、しっかり我々としてもやっていきたいと思っています。各施設でどんなものを作っているのかというのをいろいろ集めてみたいと思います。

あと、千葉県るとき、施設が被災したときの記録があるというのを初めてお聞きしまし

て、私も読んでみたいなと思いますけれど、確かにそういうときにどのように対応したのか、それでどこに課題があつて、次の災害時はどうすればいいのかというのは、やはり被害を受けた人でないと分からない部分はあると思うので、それを共有していくというのは非常に大事な視点だと思います。ぜひやっていきたいと思います。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問、コメントありますか。はい、〇〇さんでいらっしゃいますかね。お願いいたします、〇〇委員。

【委員】 〇〇です。私は砂防課ということで、危険度情報や、土砂災害防止法の区域を、施設の皆さんに知っていただく立場です。

議論をお聞きする中で、まず我々がやらなければいけないこととして、最初にも御意見があつたワンストップサービスであり、1つの部門が窓口になって対応することが必要という御意見かと思います。我々もそのような会議を設けて、できるだけ一元化してはおりますが、委員会の提言ということになりますと、いわゆる窓口の一本化ということだけではなくて、例えば土木部門や福祉部門の関連する組織が明確な役割を持ってそれぞれの役割を果たしていく、ということまで踏み込んで明確にさせていただければ、それぞれの自治体が目的を持って動いていけると思います。

具体的には、例えば私たち砂防部局、あるいは河川部局においては、危険な場所の情報や危険度情報を理解しているわけですから、例えばそのような情報について、施設に対していろいろお伝えしたりお話しするといった、いわゆる防災教育という観点でのお手伝いは可能です。

既にそのようなことは実施してはおりますが、ある窓口を通じてそのような連携ができる体制を構築していくことを望むというような形で御意見いただければ、それぞれの自治体でも動きやすいのではないかと思います。

それから、先ほどの資料の中で、千曲川の事例が紹介されています。具体的にはこれは豊野町に位置する施設の事例が紹介されているのですが、実はその事例については、先ほど〇〇先生が御紹介されたのと同じく、「令和元年東日本台風災害福祉施設の避難行動に学ぶ」という資料が取りまとめられておまして、その中で紹介されております。この資料は既に事務局にお出ししておりますので、またぜひ共有していただければと思うわけですが、その中で1点気になることがありましたので、紹介させていただきます。先ほど御

紹介していただいた施設は、事前に計画も立てており、また避難訓練に近いことも実施されていたということで、人的被害を防ぐことはできたのだけど、1つ課題として挙げられたことの中で、復旧に向けた費用に関して、施設を元に戻す費用は災害復旧で担保できるのだが、被害を受けてこの点を改善したいというようなところまでは、なかなか支援を得られないというようなコメントがありました。

土木施設の災害復旧の場合は、原形復旧が基本だけでも、もともとの施設がちょっとこれでは足りないというところは、ある程度グレードを上げて復旧できるという運用もさせていただいているところもあります。やはりこのような施設を復旧する際には、例えば発電機が1階にあって駄目だったということであれば、それを2階に上げて復旧するというようなことも可能にするとか、そのような災害復旧の制度面においてもさらに踏み込んだ今後に向けての検討もあってもいいのではないかと思います。これは私の立場で言うことではないのかもしれませんが、いろいろな視点から学んでいくと、我々行政側の制度にもまだまだ改善するべきところはあるということを感じております。

いずれにしても、私たちはどのような場所が危険か、あるいはいつが危険かという情報をしっかりと発信していく立場であり引き続き改善に努めていきますので、そのような立場を後押しする提言になるといいのではないかと思います。

それから、もう一点コメントいたします。今後この委員会から提言を出すことになるかと思いますが、施設側でいろんな計画を立てるにしろ、何をやるにしても、非常に人員も少なく、いろいろ大変な面があるかと思えます。ぜひこの提言は、その施設は何を最初に取り組みべきか、何が優先されるかというところをある程度明確にして、実施にあたり望ましい順番をお示しすることも配慮されるとよいのではないかと思います。

私たちが施設に対して土砂災害の話をして、そうはいつでも人手が足りない、そうはいつでもなかなか分からないという答えが返ってくるというケースが多いです。やはり何から取り組みべきか、何を優先すべきかということをお示しすることが施設にとっても良いのではないかと考えます。今はどちらかというところと総花的なまとめになっていますが、優先順位という観点も含めてまとめていくことも必要ではないかと思います。

【座長】 ありがとうございます。提言では具体的に明確に市町村に対して役割を示していただければというお話と、復旧費用の話は被災地ならではのお声だろうと思えますね。確かに1階で被災して、次に復旧するときに1階に置く分までは出るけど2階に置く分までは出ないと、もしそういうことだとすると、そうするとまた同じような水害があっ

たときに、同じ被害を受けるわけですから、そういったものについては何らかの改善ができるような制度になっていただければということと、最後に、そうはいつでも優先度があるでしょうから、それを明確にしてくださいということですが、これについてもコメントいただければお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

【事務局】 貴重な御意見ありがとうございます。ワンストップにつきましては、水防担当が何を担当し、それから福祉担当が何を担当するのかという役割分担の明確化も必要です。厚労省とその点を整理して示すというのは、都道府県や市町村にとって大事なことだと思います。ご意見を参考にさせていただき、今後の取りまとめに反映させてまいりたいと思います。ありがとうございます。

復旧と優先順位もそうですね、おっしゃるとおりでございますので、これらのご意見を参考にまいります。

【事務局】 じゃあ、復旧のほうは私から。高齢者施設の災害復旧でも、例えば水没常襲地域みたいなところであれば、移転復旧というようなものでも災害復旧費が出るというようなところはあります。

ただ、一つ一つ個別協議の中で決まっていくというところもあって、なかなかルール化できていないというような面もありますので、復旧するところを捉まえて、よりいいものにしようという考え方は、ぜひ取り入れていきたいと思います。どこまでできるかわかりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

【座長】 ○○委員、よろしいですか。はい。ほかに御発言ございますか。

じゃあ、○○委員、お願いします。

【委員】 ○○委員にもお聞きしたいのですが、市町村とか県、私もちょっと付き合いはありますけども、住民に寄り添ったサービスをと考えておられるのかもしれないんですが、こういったオンラインで何か情報を発信しようとかいうような話はあまり聞いたことがないということで、オンラインでいろんな方と話すほうが情報は広範囲に伝えられたりとか、あと今は会わないほうがいいようなところもありますから、そういったことを考えられるということはあまりないんですかというのを質問したいと思います。

【座長】 じゃあ、委員間討論で、○○委員、いかがでしょうか。オンラインの活用でというのは。

【委員】 私どもは土砂災害に関する教訓や注意すべき事項に関して、講師を派遣して各公民館で勉強していただく事業を去年から始めておりまして、去年は五十数か所の公民

館、小学校、中学校といったところで講習会を開催しております。

今年は、コロナウイルス対策で同様の活動がなかなかできなくなった中で、ある地方のケーブルテレビの会社と協力しまして、ケーブルテレビを活用した防災教育にトライしております。

それから、講習を実施している砂防ボランティア協会でも、講習を続けるためにインターネットでオンライン講座を立ち上げていただいたところです。

オンラインを活用しての情報共有も意外と可能ということを実感しており、今後はそのような手段も積極的に活用していこうという動きは地方で起きております。

【座長】 ありがとうございます。先ほど市町村から福祉施設にトリガーを引いてというお話ですが、電話という手段ももちろんいいんですけれども、こういうふうなICTをうまく使いながら、一斉に、あるいは相手側の顔を見ながらとかということも重要だろうと思いますので、ICTの活用で災害情報のやり取りをすとかアドバイスをするというのも非常にいい御提案が今あったかなと思いますので、事務局のほうでも御検討いただければと思います。ありがとうございました。

ほかにございますか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 よろしいでしょうか。

【座長】 どうぞ。

【委員】 〇〇ですけれども、先ほど、私は国の制度等はいろいろあると発言しましたが、はっきり言って市町村の責務というのも私は重要視していかなければならない時代に入っていると思います。

御存じのとおり、岩泉町は台風第10号災害で悲しい出来事がございました。そういった意味で今、岩泉町は危機管理という部分でまさにファーストサービスの考え方なんですけれども、当然、地域防災計画を担当する主管課が、各種法律、各種施設がありますけれども、最低限、計画の策定促進あるいは変更届、この部分につきましては危機管理課のほうで受けましょうと。それからもう一つ、防災研修につきましても、危機管理課のほうで責任を持って各施設に行く。それからもう一つ、施設のやはりキーマンとなる防災リーダーの育成。防災士の育成をやっておりますけれども、これも当然、担当課として責務としてやる。それから訓練指導でございます。訓練指導につきましても、学校、それから社会福祉施設、医療機関、ここの部分にも危機管理が担当課と一緒に行って指導している。それ

から、各種協定の部分につきましても危機管理課が担当している。いうなれば、やはり1つのファーストサービスの危機管理を専門とする部署がそういった意識を持って総括的に対応していく、これが制度の見直しをするよりも近道ではないかなと、このように思っておりました。参考までにお話しさせていただきます。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。やっぱり被災自治体ならではのというんでしょうかね、そういう熱い思いが伝わってまいります。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 今、教育とか人材育成という話になったので、少し申し上げますと、私、三重県の中でそこにやっぱり目をつけていまして、2レイヤーやっぱり必要で、地域防災計画を、今御意見あったように所管課は防災担当部局だったりするんだけど、実は仕事は全課にわたるわけで、そこで集めて、ちゃんと皆さんやっていただいていると思うんですけども、実はあまり機能していない市町村が多くて、何か文言の間違いだけ寄せてくださいますみたいなことになっていて、それで実際にトリガーが引かれる災害になったときに、どこを読んだらいいかわからないみたいなことになっていることが多いので、ちゃんとトップが集まってきっちり地域防災計画を見るレベルが、もちろんこれは建前上、絶対必要なんですよ。

だけどもっと必要なのはその下のレイヤーで、いわゆるまだ係長になるかならないかぐらいの人たちが実務をやっている人たちに地域防を教えて、それでワークショップをやります。これは何がいいかというと、いわゆる顔を背負って来ないんですよ。彼らは課長じゃないので、次どこに行かされるかわからない人たちで、そうすると本当にその町や市のあるべき論がその若い人たちからはたくさん出ます。

そういう場を市町村の中で持っておくと、研修の場としてね。トップセミナーも要るんですけども、それをマネジメントしてあげておくと、多分10年後にこれが花咲いていくだろうと思って、三重県の中で幾つかの市町でやっています。

それからもう一つ、教育というか事業としては、BCPの話がさっき出ていたんですけど、BCPはBCPを作ることが目的化したらもうそれで終わりで死んだ本になるんですね。BCPというのはうまくいかないプランですから、だからさっきから言っている選択と集中をして、それでどうやって順位をつけるかという本なので、BCPを作るときに一番大切なことを教えないと駄目で、限界がどこかと。つまりブラックアウトしたときにオ

イルが運んでもらえなかったら、あなたの施設は何日で死にますかみたいなことを押さえた上で、必ずBCM(Business Continuity Management)がセットになっていないと駄目。

つまり、じゃあ、ボトルネックがそれで分かっていきますから、翌年の事業としてその穴を埋めて、どうやってそこにお金を投資するところがうまくいって、少しくまいくプランに変わっていくというふうに回していかないと。僕は経産省にも大分言ったんですけど、この本だけ作ったって駄目よ。だからそこを回す仕組みをつくっておかないと駄目なんですよ。

だからそうすると、先ほどお話あったように、訓練でフィードバックしなさいというのと同じで、そのサイクルを上手に回してあげないと、何回やっても紙ばかり出てきて、計画はそろって、何%計画できました、だけど実際災害が来たら駄目になりましたということがあるから、何ていうのかな、僕が意識しているのは、これを作ったらうまくいくねんみたいな考えをまず捨てさせないと、多分どんどん実態と乖離していってしまう。

私も研修会でそこを非常に強く言って、できないことをできると書かないでくださいねと。役所はそれがなかなか怖いんですよ。みんな逃げてほしいわけですから。消防計画ももちろんそうだったんですよ。火災が起きたらみんなでハンカチ当ててグラウンドに走って何分で逃げるみたいなことをやって、これで逃げられますと言っているんだけど、実は過酷な災害ってそうじゃないから、そこに目を向けさせて、できていないことを意識して、できるようにマネジメントを回し続けるという意識を、このいわゆる確保計画でも要るんだろうなと私はちょっと思っているんです。

そういうプログラムにしてあげないと多分、お金を取るコンサルさんがひな形を作って公開してやっていると、そのコピーばかりができていっちゃうから、そこですよ。そこに市町村の人たちを育てておくと多分、助けてくれる人たちになっていくのではないかなと。理想論ですけどね。

すみません、何か教育でしゃべれと言われたので、少しコメントさせていただきました。

【座長】 ありがとうございます。過酷事象、私、千寿園の災害はかなり過酷事象だと思うんですよ。その過酷事象で本当にこの方策を立てればもう何人か救えたんじゃないかというふうに、もう一度、出来上がるときに各委員の皆様にも、あの千寿園でこの計画があれば本当に何とかなったかもしれないなというものにまで上げていきたいなという思いはありました。

今の状況では確かに難しい。12時の段階ではほとんど雨も降っていないくて、200ミ

りくらいしか降らないんじゃないかと言われたときに600ミリも降ってしまったような、そういう過酷事象の中で、よく頑張られたんだと思います。でももっとこれがあればもう少しできたかもしれないというところを千寿園には教えていただいているので、今後、南海トラフもありますから、過酷事象に備えられる強靱な福祉施設というものを今の〇〇委員のBCMにしながら、みんなで作っていくんだという姿勢が大事なのかなと。計画を作るというよりも、そういう姿勢、魂みたいなものを福祉施設の職員が共有して作っていくということが大事なのかなと改めて思ったところでございます。

ほかに御意見ございますか。〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ちょっと1点、異なる観点から意見を述べさせていただきます。私も何度か災害の現場において、専門家の立場で技術的支援を実施しておりますが、全てのことに応えられるというわけではないという部分があります。

これまでの議論ですと、今の技術レベルでもうまく組み合わせれば何とかうまく対応できるのでは、ということになってはいますが、水害にしろ土砂災害にしろ、その他いろいろな災害が全て万能に予知できるわけではないなど、技術的な限界が存在します。そのような中、施設の方がいろいろ不安に思って、避難所や避難経路について質問したとしても、市町村や都道府県の方であったり、更には専門家であっても、必ずしも的確に応えられるとは限らないのではないかと思います。

そのような視点も踏まえると、少し長いスパンの話になりますが、施設管理者が不安を感じる点や技術的な課題を見えるように発信することも重要かと考えます。そのような点を解決するための技術開発を進めることも重要ですし、また、次の避難確保計画を立てる際には新たな技術をフィードバックし、より実効性の高い避難につなげるというような視点も含め、関係する学会などに対して発信するのも有効ではないかと考えます。もちろん国交省としても今後技術開発を進めていくと思うのですが、避難確保計画の改善と技術開発の両方の視点を踏まえることも重要かと思いました。

【座長】 ありがとうございます。今、アンケートで一時的な課題とか不安とか、こういうふうな形で出てきているわけです。先ほど〇〇委員からも、今の消防法で義務づけられている設備というのは本当に避難に役立つのかといったような提言もございました。

この後またいろいろと取り組んでいく中で、そういう課題、不安を恒常的に吸い上げるような仕組みがあって、それにちゃんと対応できるような形で回っていくといいのではないかとというような御意見でよろしいですね。

【委員】 はい。

【座長】 非常に貴重な御意見だと思いますので、中長期的にも改善に向かう仕組みを今の段階で内在させておくということはとてもいいことだと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございますか。〇〇委員、お願ひします。

【委員】 施設を実際やっている者として、今回この災害の委員会に出させていただきます、いろんな方々の御意見を伺う中で、私自身も勉強になりましたが、御存じのように施設というのは人材の不足であったり、それから今、感染症対策で大変疲弊しています。私は大変勉強になる一方で、何となく胸が苦しくなるような気はしました。精いっぱいやっている中で、これもやりなさい、あれもやりなさいという、いろんなことが義務化されてくるというのは、施設にとっては大変きついところもあります。

ですから、その辺をぜひ介護職員の方たちも自分たちから自然とできるような支援といましようか、そういった目で見えていただきたい。そして、現場で大変大きな課題があるものには、真摯に受け止めていただきたいなと思っています。これだけ多くの方々の生命をお預かりしていますので、当然やっていかなければならないということは十分、分かりますけれど、施設というのは本当に課せられた課題というのは多いです。

そういった中で、スタッフも一生懸命やっていますので、ぜひこういった災害についても、支援という形で御助言をいただきたいなど。義務というか強制的なことではなくて、ぜひそういった形でやっていただければ、職員もしっかり頑張っていけると思っています。今、監査や色々な対応で本当に疲弊していますので、その辺は十分に考慮していただきたいと思っています。

それから、千寿園さんのことを申し上げれば、これは関係ないかもしれませんが、国土交通省の方に1つお聞きしたかったのは、やはり施設自体も大事なんですけれども、その施設を取り巻く環境の中で、導流堤であるとか排水ポンプ等があるから大丈夫ですよというのは、これは市町村から公表された広報等を書いてありました。そういったものを受けると、施設としてはこれで安心だなという気持ちになるわけなんですけれども、我々の地域の中で、私もここに住んでもう40年以上になりますが、今までにない浸水がありました。この原因も排水ポンプの故障だったんですね。

こういった設備の面での管理とか、あるいはメンテナンスというのはどういうふうにされているのかなというのが率直な疑問で、この場合は施設の避難確保とかそういう計画の間

題ですけれども、そういった環境面というのはどういうふうになっているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

【座長】 じゃあ、排水ポンプは災害時によく壊れるという話については。

【事務局】 ご懸念事項、よく承知しております。千寿園につきましても、川の水を流れやすくする導流堤が完成し、浸水を今までより少なくするポンプが整備されたことにより、安全度が上がった、水害は起きないというふうに思われたようです。

ハード整備を進めていくことは重要ですが、能力には限界があるのも事実です。そういったことをしっかりと説明をしていくことが大事だと思います。従来はポンプを整備すれば安全になりますという説明の仕方をしていたかもしれません。そういう情報の発信の仕方は見直して、ポンプの能力を超えるような災害がある、ということもしっかり説明していくことが大事だと思っています。

ご意見のポンプですが、ポンプが水に浸かって動かなくなるということは各地で事例があります。川の水が堤防いっぱいになると堤防の決壊を防ぐためにポンプを意図的に止めることもあります。

水に浸かり壊れて排水ができない、それによって浸水が長引くということがありますので、例えば、水に浸かっても動くようにするための耐水化に取り組んでおります。

それから、ポンプなどは、造ってから20年、30年たってきましたので、老朽化が進んでいます。今後ともしっかりと稼働するようにするため、メンテナンス等の老朽化対策にも取り組んでいるところです。そういった取り組みをしっかりとやっていく必要があると認識しているところです。

【座長】 ありがとうございます。先ほど非常に大変な現場にまた義務づけられるのかという思いがあるということですが、どうでしょうか。

【事務局】 本当に今、現場はコロナで大変に御苦勞をされていて、ただ、その中でコロナにきちんと対処されているので、日本では死者数も少ないというところで抑えられているというところは、本当に感謝申し上げます。

そういった中で、災害についてもあれこれ義務化するというのは大変心苦しいところですし、最低限のところだけはやっていただきつつ、あとは、先ほど優先順位というようなお話もありましたけど、まずできるところから一つずつやっていくということだと思います。それに対する我々の支援、先ほどの講習会の費用を補助するだとか、そういった支援もあれやこれやと考えてまいりますので、そういった中で一緒になってやっていただければ

ばと思っております。

よろしく申し上げます。

【座長】　　そういうことでございます。私も、義務だから作らなければいけないというよりも、やはりこういう災害が起こる状況であると、そして福祉施設においてはこういう被害を受ける可能性がある、そのときに利用者さん、職員を守るために、少なくともこの程度のことをやっていきたいと思います。悩み事があれば一緒に考えてまいりましょうというような姿勢で作っていただければいいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

ほかに御意見等がありますか。そろそろ大体、時間もなくなってきましたので、あとお一人かと思いますが、お二人くらいでお願いします。

じゃあ、〇〇委員、お願いします。

【委員】　　話の趣旨がちょっとずれるかもしれないんですが、国土交通省の水局さんは流域治水をするというのを提唱され始めているので、流域の中で施設がどこにあってという視点を持っておいてもいいのかなと私は最後、思いました。

【座長】　　では、流域治水との福祉施設との接合というんでしょうか、そんなことも考えられるのではないかと御提案ですが、いかがでしょうか。

【事務局】　　おっしゃるとおりでございます。川の整備だけでは、気候変動下における水害対応は難しいという背景もあり、流域の皆さんと力を合わせて治水対策を進めていこうということで、流域治水に取り組むこととしています。これまでどおり、流れてくる水の量を減らし、水位を下げたりする、川の整備は引き続き進めますが、それと併せて、災害を受ける側についても、それを受けにくくしていく取り組みが必要だと認識しています。

流域治水には、高齢者施設の避難確保の取り組みも組み込まれていると考えており、しっかりと取り組んでいただければと思っております。ありがとうございます。

【座長】　　ありがとうございます。結局、人手不足の問題といっても、避難を確保するときに、職員だけでは難しい、夜間は特にそうだとすることであれば、これは近くにいる地域住民と一緒にやるしかほとんどないわけでございますので、そういった意味でも一緒になって考えていくということが非常に重要なこと。やっぱり住民の方も同じような状況になりますので、施設単独で考える、地域単独で考えるというより、施設も地域も一緒になって考えていく、両方助かるという方向を目指していくべきなんだろうなと思いました。ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

ということで、ちょうど時間になりました。それでは、おおむね意見をお出しいただきまして、まだ十分に話していないという方もいらっしゃるかと思いますが、お時間になりましたので、本日の討議はここまでとさせていただきます。熱心な御討議、ありがとうございました。

本日の議事を受けて、本検討会の取りまとめ案について次回、事務局から提示していただくようお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 座長、そして委員の皆様、熱心な討議、誠にありがとうございました。

本日の議事要旨につきましては、規約に基づきまして座長の確認をいただいた後、国土交通省ウェブサイトにおいて公開することといたします。

また、詳細な議事録につきましても、各委員に御確認をいただいた後、発言者の氏名を除いて国土交通省のウェブサイトにおいて公表することといたしております。

本日は、骨子案を提示いたしました。これにつきまして意見をいただきましたので、少し修正させていただきまして、これにつきましては座長に御確認いただいた後、皆様に「案」を取ったものを共有させていただきたいと思っております。

それから、次回は本日の意見を踏まえまして、今度は取りまとめ案を提示させていただきます。次回予定は3月頃を予定しております。年度内に開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。日程につきましては今後、調整してまいります。

それでは、閉会の挨拶を厚生労働省老健局の高齢者支援課の〇〇様をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】 本日は、熱心な御討議を誠にありがとうございました。様々な意見をいただきました。BCPの話でありますとか、避難先の話でありますとか、場づくりの話など、私としても大変有意義なお話を聞けたと思っていますし、取りまとめの中にしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。

水害の話とは違いますが、ここ数日、大変な大雪が日本海側で降ってしまっていて、高齢者施設でも幾つか停電してしまったというようなところがあります。この寒い中で、エアコンも利かざりというようなところがございます。非常用電源があればよかったのですが、やはり災害への対応ということは不断の努力が必要だということを改めて思った次第でございます。そういった思いも込めまして、次回、取りまとめに向けてまた御協力をいた

できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

【事務局】 これをもちまして、第2回の検討会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —